

群会議の話題

第440号

2022年2月8日発行
大田区西蒲田6-17-4
東京土建大田支部
TEL 3731-5527
FAX 3735-1537
HP: <http://doken-ota.jp>
E-mail: info@doken-ota.jp
© 2月1日組織人員
現在4,370人

今月のテーマ

役に立つ情報を仲間に伝えよう

コロナに負けない組織作りも

新型コロナウイルス、オミクロン株がまん延しています。感染力はインフルエンザの3倍あるといわれ、2月前半が感染のピークとされています。また大田区からワクチン接種券が段階的に配布されましたが、ファイザーワクチンが不足し、接種予約ができないなど、安心できない方もいるのではないのでしょうか。3回目接種で不人気のモデルナワクチンですが、ワクチン量が半分になり、副反応もこれまでより多く出ないともいわれています。ウイルスは弱毒化しているようですが、

社会が収束するさきにはいまだ見えません。感染防止が基本ですが、万一自身が掛かった場合、また家族感染による濃厚接触者となった場合には、ぜひ組合制度を活用しましょう。土建国保からの感染者手当金のほか、組合共済からの傷病見舞金（病気扱いで給付）、年間収入が3割以上減った場合の健康保険料減免制度（裏面記載）、濃厚接触者となった場合の支部御見舞制度など、こうした役立つ情報を分会・群のつながりを活かして、仲間に広めましょう。

さて分会総会を来月に控え、新年度4月以降の分会・群役員になり手について、皆さんの高い関心が払われているのではないのでしょうか。
多く群から「次のなり手が見つからないよ」との声が聞かれますが、後継者探しに直面している方はぜひ、周りに話をしてみましよう。
次の役員を見つけれないことに困ったとある群役員さんが、群会議の場に一堂に会した仲間に向かって「役員のなり手がいません。皆さんで次のなり手を決めてください！」と訴えたところ、長い沈黙が続く中、意を決して（見兼ねて!?）手を挙げてくれた事例がありました。

組合の仕組み、制度など、関心が低い仲間もまだまだたくさんいるはず。コロナ禍で話し合いは制限されますが、声掛けを続け、顔を出さない仲間と組合との橋渡し役に、ぜひなつて欲しいと思います。

組合とのつながりを強くする手段はまだまだあるはず。まずは、分会と群で後継者問題を共有してみましよう。

どけんカレンダー

(2022年2月6日～3月19日)

日	月	火	水	木	金	土
6	7	8	9	10	11	12
2月					分会執行委員会	
13	14	15	16	17	18	19
			申告相談日	申告相談日	申告相談日	
			群会議		分会集約会議	
20	21	22	23	24	25	26
	申告相談日			申告相談日	申告相談日	
	法律相談					
27	28	1	2	3	4	5
	申告相談日	申告相談日		法律相談		
	乳がん検診					
6	7	8	9	10	11	12
			予備相談日		集団申告日	
			拡大行動日		分会執行委員会	
13	14	15	16	17	18	19
			拡大行動日			
			群会議			

◆当面の予定◆

★無料法律相談(予約制)
日時 2月21日(月)午後 2時
3月 3日(木)午前10時
受付 支部会館 2階

★無料税理士相談
今月は申告相談会実施のため、白・青色申告相談日(計8日間)に、顧問税理士が常駐します。日程は裏面下段をご覧ください。

※分会、群の会議日程は、地域により前後しますので必ず確認してください。

※組合費等の支払いは毎月払いが原則です。遅れないようにしましょう。

白抜きの日は業務休止

国保料減免制度のご案内

年間収入3割減が対象

このたび厚労省より国民健康保険料の減免制度を拡充する旨が示されました。これは新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方が対象です。これに伴い、土建国保では、①すでに減免決定している方の免除期間の拡充、②当初申請より収入が減少した方の追加申請の受付、③新規申請の受付を行うこととなりました。

一方は改めて申請することなく、減免期間が2倍に拡充されます。拡充された減免期間の保険料は全て還付対応となり、4月中旬に郵送にて還付通知をお送りします。また、新規申請の場合、21年の収入の確認書類として令和3年分所得税の確定申告書の写し（給与収入の場合は源泉徴収票）が必要となります。本制度の締め切り（3月18日）が確定申告期間から

新型コロナ濃厚接触者向け見舞金制度を利用しよう！

■制度内容

住民票上の同居人が新型コロナウイルスに感染し、組合員本人が濃厚接触者となり保健所や自治体から定められた期間内に外出自粛要請を受けた場合が対象。

【支給金額】

・組合員1人2万円（本人感染は対象外）

【申請期間】

・年度につき1回まで申請可能
※21年度（～22年2月末）は20年分も申請可

【添付書類】

・同居人の感染を示す証明書（保健所又は自治体発行の各種書類（就業制限通知・解除通知等）や医師の証明、宿泊療養施設発行の宿泊証明、感染事実が確認できる書類。）

※複数の証明書にて総合的に判断確認できれば可

・世帯全員分の住民票（土建国保に加入する家族であれば不要）

制度の詳細・申請は支部までお問い合わせください

間もないため注意してください。

【新規申請対象】

①世帯主が死亡又は重篤な傷病を負った組合員

②19年又は20年と比べて30%以上収入が減少した組合員

※所得上限設定等あり

【締切】3月18日（金）国保必着必要書類については、働き方によって異なるため、対象となる方は支部までお問い合わせください。

◎後期高齢国保も減免

75歳以上になると加入することとなる後期高齢医療の保険料にも減免制度があります。新型コロナウイルス感染症により、世帯主の収入等が減少した場合、後期高齢者医療保険料が減免される場合があります。

大田区の場合、窓口混雑等による感染拡大防止のため、原則、郵送による申請受付となっています。保険料減免の可否について、事前

に問い合わせし、申請書類を郵送してください。

【問い合わせ先・送付先】

〒144-8621

大田区蒲田五丁目13番14号

大田区役所 国保年金課

☎ 5744-1608

◎支部日曜健診の案内

支部会館にて日曜健診を3月6日（日）に開催します。組合員とその家族の健康を守るため、受診率向上を目指して是非この機会に家族そろって受診しましょう。

当日来所される方は必ずマスクを着用し、体調のすぐれない方は来所は控えてください。

◆開催概要◆

【日付】3月6日（日）

【時間】午前8時30分～11時15分

【場所】支部会館

【定員】先着100人

【申込】申込書を記入して支部へ

直接FAX・郵送してください。

【締切】2月22日（火）まで

（または定員到達時点まで）

※オプション受診者と実費負担健診受診者は支部窓口での事前支払いが必要となります。

申告相談日程

①白色申告 給与申告

【日程と対象分会】

2月16日 事業所 洗足池、東調布

2月17日 徳持、西馬込、はすぬま

多摩川

2月18日 六郷、羽田、蒲田キネマ

2月21日 梅屋敷、糀谷、大森

②青色申告 消費税譲渡

【日程と対象分会】

2月24日 事業所 洗足池、東調布

2月25日 徳持、西馬込、はすぬま

多摩川

2月28日 六郷、羽田、蒲田キネマ

3月1日 梅屋敷、糀谷、大森

【会場】支部会館4階

【時間】午前10時～正午、午後1時～午後3時

③予備日

【日程】3月9日（水）

【会場】支部会館4階

【時間】午後2時～午後7時

*分会指定なし。消費税・譲渡所得の申告は②の日程にお越しください。

◎お持ちいただく物

今回（令和3年分）の確定申告書類一式、令和元年・令和2年分の申告書（控）収入・経費がわかる書類、各種控除証明書（国民年金、健康保険、介護保険、生命保険、地震保険など）、消費税の申告がある場合は、消費税申告書類一式、令和元年・令和2年分の申告書（控）